

使用料計算方法

ドラマ・アニメのビデオグラム

「1 基本使用料」と「2 複製使用料」を合算した額に消費税相当額を加算した額が申込み 1 件あたりの著作物使用料となります。

[›使用料計算シミュレーション](#)

1 基本使用料

以下の式で算出した 1 曲ごとの基本使用料を合算した額が申込み 1 件あたりの基本使用料となります。

作品	計算方法
内国作品／一部の外国作品	1 分単価 800 円 × 収録時間（秒単位切り上げ）
ほとんどの外国作品	指し値（国内の音楽出版社等が指定した額）

※追加製造、再製品化（指し値を除く）など、基本使用料支払済のビデオグラムは不要です。

2 複製使用料

複製使用料は内国作品、外国作品によって使用料が異なることはありません。

| (1) 市販する目的のビデオグラム

①ビデオグラムの総再生時間に占める音楽作品の合計利用時間の割合が 60%までの場合

以下の式で算出した 1 曲ごとの複製使用料を合算した額が申込み 1 件あたりの複製使用料となります。

1 分単価（※）（最低 1.8 円） × 収録時間（秒単位切り上げ） × 製造数

次のいずれかに該当する場合、1.8 円を 0.6 円と読み替えます。

・小売価格が 1,500 円以下であり、かつ著作物の合計利用時間が 20 分以上の製品

・小売価格が 1,500 円を超える 6,000 円以下であり、かつ著作物の合計利用時間が 200 分以上の製品

②ビデオグラムの総再生時間に占める音楽作品の合計利用時間の割合が 60%を超える場合

以下の式で算出した 1 曲ごとの複製使用料を合算した額が申込み 1 件あたりの複製使用料となります。

1 分単価（※）（最低 2 円） × 収録時間（秒単位切り上げ） × 製造数

次のいずれかに該当する場合、2.0 円を 1.6 円と読み替えます。

- ・小売価格が 1,500 円以下であり、かつ著作物の合計利用時間が 20 分以上の製品
- ・小売価格が 1,500 円を超え 6,000 円以下であり、かつ著作物の合計利用時間が 200 分以上の製品

※以下の計算式によって、最低 1 分単価を超えた場合は、その 1 分単価で計算します。

1 分単価 = 税抜小売価格 × 4.5% ÷ (A) 総再生時間 × ((B) 合計利用時間 ÷ (C) 累計利用時間)

- (A) 総再生時間 : 音楽の収録時間に関係なく、ビデオグラム全体の 1 分未満を切り上げた総再生分数
- (B) 合計利用時間 : 各曲の収録時間をそのまま合計し、最後に 1 分未満を切り上げた分
- (C) 累計利用時間 : 1 曲ごとに収録時間の 1 分未満を切り上げたうえ、合計した分

| (2) 市販する目的以外のビデオグラム

以下の式で算出した 1 曲ごとの複製使用料を合算した額が申込み 1 件あたりの複製使用料となります。

製造数	計算方法
50 個まで	1 分単価 220 円 × 収録時間 (秒単位切り上げ)
51 個以上	1 分単価 4.4 円 × 収録時間 (秒単位切り上げ) × 製造数

お問い合わせ

[JASRAC 録音・ビデオグラム・出版課](#)